

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 登録・認定基準

【別表2 ベッド栽培農産物】(注1) 品目番号：人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 農産物栽培基準表による

管理区分	生産管理要件	必須： 選択： (注3)
生産技術	<p>環境保全型栽培技術</p> <p>1. 化学合成農薬低減技術 以下の(1)又は(2)を実施する。 対象範囲 露地：作付けほ場内(耕起等を行う場所)及び畔畔(作付けほ場を区切る周辺1m程度の幅まで、但し他の者による管理地は含まない。) 施設：ハウス等構造物内の作付地のみを対象とする。 対象期間 播種育苗段階からカウントする。 穂木・台木の接ぎ木におけるカウント方法 同一農薬使用：いずれかの最大数をもって使用回数とする。 異なる農薬使用：それぞれの農薬使用回数を合算する。</p> <p>(1) 安心食材栽培基準(別表)の一般栽培レベル化学合成農薬使用成分回数に対し3割以上の節減を行う 節減割合 = 化学合成農薬の使用成分回数(注2) ÷ 化学合成農薬標準使用成分回数(注2)</p> <p>(注3) 次の農薬は節減割合の算出にあたっての使用成分回数から除外してカウントします。 (「特別栽培農産物の表示に係るガイドライン」に同じ) 「有機農産物の日本農林規格」別表2の農薬 「農薬取締法第2条第1項」により定められた特定農薬(天敵、エチレン、次亜塩素酸水、重曹、食酢) 「三重県における節減対象外農薬台帳(三重県「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に関する慣行レベル策定等要領第12に基づくもの)」に記載された農薬 展着剤は、主剤の物理性を増強し効果を高めるために用いられる補助剤。 このため、節減割合の算出にあたっての使用回数に含めない。 化学合成農薬標準使用成分回数の考え方 ・化学合成農薬でないものは、節減割合の算出にあたっての使用成分回数に含めない。</p>	
生産資材管理	<p>環境配慮型資材利活用</p> <p>2. 低毒性農薬等使用 (2) 毒物及び水質汚濁性農薬不使用 (3) 無登録農薬不使用(適用外使用を含む) (4) 成分又は原料不明資材不使用</p> <p>3. 環境負荷低減型資材使用 (5) 長期展張性フィルム使用 (6) かよいコンテナ出荷(集荷用資材(コンテナ等)再利用)</p> <p>生産資材廃棄物処理</p> <p>4. 適正処理(使用済プラスチック等、農薬廃液) (7) 産業廃棄物処理業者へ処理委託 (8) 農薬廃液の適正処理 散布残液など使用後に残った農薬排液は、産業廃棄物処理業者へ処理委託する。 また、稀釈したものでもその濃度にかかわらず、環境中に放出せず同様の処理を行う。 但し、対象農薬の使用基準、使用上の注意等で処理方法が示されている場合はその方法に従うものとする。 (9) 養液排液の循環利用又は適正処理及び養液排液管理記録保管 (注4) 養液排液の適正処理とは、栽培施設からの排水中の水素イオン濃度(PH)を5.8~8.6、硝酸態窒素濃度を250ppm(mg/L)(硝酸で1,107ppm(mg/L))以下、リン酸(P)を45ppm(mg/L)(リン酸で135ppm(mg/L))以下にいずれも管理し、公開できる排液管理記録を保存する。(注5) 濃度測定は試験紙等による簡易測定で良い。 排出間隔が7日以内である場合は、7日に1回以上測定する。排出間隔が7日を超える場合は、排出毎に測定する。</p>	
生産情報管理	<p>記録・保管</p> <p>5. 生産行程・資材管理(栽培履歴) (10) 栽培履歴の記帳及び保管</p> <p>情報公開</p> <p>6. 生産行程・資材管理記録(栽培履歴等)の公開等 (11) 栽培履歴の公開(インターネット等)</p> <p>消費者交流</p> <p>7. 安心食材表示制度の普及を目的とした消費者との交流実施 (12) 消費者との交流会の開催等</p>	
栽培経験	<p>登録作物作型の栽培方法に関し、1年以上の栽培実績、または、これに準じた栽培能力を有していること。 栽培能力適否の判断は、審査会が行う。</p>	
登録者規範	<p>登録者規範への同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の趣旨・目的に反する行為が確認された場合は、他の認証条件を満たしていても、審査会の判断により取り消しも含めて処分を決定できる。 ・表示にあたっては、消費者に誤認を与えないように配慮する責務があるものとし、審査会・判定会が安心食材の表示に関し、消費者へ誤認を与えると判断した場合は、審査会・判定会の指示に従い改善する。 ・登録者は関連法規を遵守する。 	

(注1) みえの安心食材におけるベッド栽培とは次の内容とする。
基本的に土壌から分離されたベッドで栽培されるもので、培地を用いない場合と培地を使用する場合を含む。
培地については、主として根の支持を目的とした無機培地や、土や有機物の緩衝機能を活かした培地活用などの使用を含み、その種類は問わない。

(注2) 「化学窒素・化学合成農薬の考え方」を参照してください。

(注3) は必ず実施しなければならない取組です。(必須)
は制度の推進活動の一環として協力をお願いするものです(努力要請規定)

(注4) 有機培地使用時の対応

有機培地(ビートモスなど)において、保湿状態を維持するのみで、液量が少ないものについては、排液基準の対象とはしない。ただし、集液して圃場外(施設外)へ排出する場合は排液基準の対象とする。また、地下水など周辺への悪影響が懸念される場合は、集液設備の導入などの改善策を登録条件とする。

(注5) 窒素、リンの値は、「水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」「水質汚濁防止法の規程に基づくりん含有量に係る総量規制基準」232Bの数値の10倍を採用している。